

「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

(平成21年1月26日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市（各務原市水道事業を含む。以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者に限る。以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省建設流通政策審議官発国総建第197号、国総建整第154号。以下「通知」という。）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「本制度」という。）を利用する場合における各務原市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく、債権譲渡承諾事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事。ただし、次に掲げる工事を除く。
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為に係る工事又は承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
- (3) 市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 工事請負代金債権の譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者（以下「債権譲渡先」という。）とする。

(譲渡対象となる債権の範囲)

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 当該請負工事が完成した場合 工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額
  - (2) 当該請負工事に係る契約が解除された場合 工事約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額
- 2 契約変更等により請負代金額に増減を生じた場合は、債権譲渡額は変更後の金額とする。この場合において、受注者は、遅滞なく、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第5条 債権譲渡の承諾の申請をしようとする受注者は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式第2号）の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第3号）
- (4) 発行日から3月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（ただし、受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、申請書類等の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省

略することができる。)

- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書  
(債権譲渡の承諾の処理手順等)

第6条 市は、第3項の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から7日(各務原市の休日を定める条例(平成3年条例第6号)第1条に規定する市の休日を含まない。以下「交付期限」という。)以内に承諾し、債権譲渡承諾書(様式第4号)を受注者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、市は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

3 市は、申請に係る請負工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合において、市は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

4 申請書類の受理担当課は、契約担当課とし、債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

5 市は、当該請負工事の出来高(第2条第2号アにかかる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に達していなければ債権譲渡の承諾をすることができない。

6 前項の債権譲渡の承諾にかかる当該工事の出来高の確認は、工事履行報告書を受注者から受領することで足りることとする。

(支払計画等の提出)

第7条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該請負工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第8条 譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該請負工事に係る貸付金の債権を担保するものであって、債権譲渡先が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、通知により債権譲渡先の融資と併せて金融機関が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）の金融保証を受け受注者に対して融資を行う場合には、当該保証事業会社の金融保証に係る求償債権を含むものとする。

（融資実行の報告書等の提出）

第9条 受注者及び債権譲渡先は、市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて、市に融資実行報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 受注者が、当該請負工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

（請負代金の振込先の変更）

第10条 市は融資実行報告書を受領した場合は、遅滞なく当該工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとらなければならない。

（債権譲渡額の請求）

第11条 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権の請求するときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号）
- (2) 債権譲渡承諾書の写し
- (3) 発行日から3月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (4) 債権譲渡契約証書の写し

2 債権譲渡が行われた場合には、受注者及び債権譲渡先は工事約款第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（第2条第2号ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）並びに第2条第2号ウで定める工事のうち債務負担行為に係る工事約款第40条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前払金を請求することができないものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第12条 保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該請負工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金

額の範囲内とする。

(債権譲渡の対抗要件)

第13条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権の譲渡の承諾に係る事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月26日から施行する。
- 2 この要領は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年2月7日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年2月23日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日決裁）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月26日決裁）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）各務原市長

受注者  
（譲渡人）住所  
氏名 (実印)  
（譲受人）住所  
氏名 ○○○建設業協同組合 (実印)

譲渡人（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領（平成21年1月26日決裁）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前払金、中間前払金及び部分払（債権譲渡承諾年度末における部分払を除く。）は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

### 記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 既払金額 金 円  
- (3) 前払金額 金 円  
- (4) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と株式会社○○○○○○（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 契約番号                      工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日                      年 月 日
- (4) 工期                      年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額                      金                      円
- (6) 既受領金額                      金                      円
- (7) 債権譲渡額((5)-(6))                      金                      円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項（5）及び（7）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対し事前に通知するものとする。
  - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 本件工事請負契約が解除された場合
  - (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

#### 第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

#### 第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

#### 第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

#### 第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

#### 第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲）

住 所

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ （実印）

債権譲受人（乙）

住 所

株式会社○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○ （実印）



## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 様  
[乙] 様

年 月 日付け提出の（契約番号及び工事名） 工事に係る  
債権譲渡承諾依頼書による工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前払金、中間前払金及び部分払（債権譲渡承諾年度末における部分払を除く。）は、本承諾以降は請求できないものとする。

### 記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

各務原市長 

確定日付印欄	承諾番号





## 融資実行報告書

年 月 日

（あて先）各務原市長

（甲）譲渡人 住所  
借入人 氏名 (実印)

（乙）譲受人 住所  
貸付人 氏名 (実印)

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承認いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記の振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

### 記

#### [譲渡債権の表示]

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

#### [承諾番号]

#### [振込口座]

- 1 振込希望金融機関名  
〇〇銀行 △△本支店
- 2 預金の種別、口座番号  
××預金××××××××
- 3 口座名義  
(ふりがな)  
□□ □□

